

第2節

海外における日本人への支援

1 海外における危険と日本人の安全

(1) 2024年の事件・事故などとその対策

2024年は、年間延べ1,300万人⁽¹⁾の日本人が海外に渡航し、同年10月時点で約129万人の日本人が海外に居住している。このような海外に渡航・滞在する日本人の生命・身体を保護し、利益を増進することは、外務省の最も重要な任務の一つである。

2020年以降、日本人が犠牲となるテロ事件は発生していなかったが、4月にカラチ（パキスタン）において日本人1人が負傷する襲撃事案が発生したほか、2024年も各地で多くのテロ事件が発生した。主なテロ事件としては、ケルマーン（イラン）における爆発事件（1月）、モスクワ（ロシア）での銃撃事件（3月）、カラチ（パキスタン）での国際空港付近における爆発事件（10月）、テルアビブ（イスラエル）における銃撃事件（10月）などが挙げられる。また、中東地域では、イラク、シリア、イスラエル、アフガニスタンを中心に、南西アジアではパキスタン、アフリカでは、ブルキナファソ、マリ、ニジェール、ナイジェリア、コンゴ民主共和国、ソマリア、モザンビークなどにおいても多くのテロ事件が発生した。

近年、イスラム過激派の活動は世界各地に拡大しており、多くの日本人が渡航・滞在する欧米やアジアでもテロが発生している。欧米で生まれ育った者がインターネットなどを通じて過激思想に感化され実行するテロ（ホーム・グロウン型）や、組織的背景が薄い単独犯によるテロ（ローン・オフエンダー型）、不特定多数の

人が集まる日常的な場所におけるテロが引き続き多く発生している。また、欧米では特定の人種や民族に対する憎悪を動機とした犯罪（ヘイトクライム）を始めとして極右・極左過激主義者による暴力的な活動も活発になっている。

2024年も世界各地で日本人が犯罪被害を受ける事件（無差別殺傷事件など含む）、交通事故、登山中の事故などが発生し、支援を行ってきた。

自然災害は、世界各地で発生しており、台湾東部沖の地震（4月）や、各地での台風、ハリケーン、大雨、山火事などでは大きな被害が出た。

中南米のハイチでは、治安の急激な悪化を受け、日本政府は、フランス政府と協力し日本人のハイチからの出国を支援した（3月）。大洋州のフランス領ニューカレドニアでは、大規模な騒乱を受け、日本政府は、危険レベルを引き上げ、オーストラリア政府やフランス政府と協力し日本人のニューカレドニアからの出国を支援した（5月）。中東では、イスラエルとレバノンのヒズボラー間の攻撃の応酬が激化したことを受け、イスラエル及びレバノンの危険レベルを引き上げ、自衛隊機及び政府チャーター船により日本人のレバノンからの出国を支援した（10月）。

また、地域情勢に応じ、渡航・滞在に当たって特に注意が必要と考えられる国・地域に関する海外安全情報を随時発出した。

外務省は、感染症など、健康・医療面で注意を要する国・地域についても随時関連の海外安全情報を発出し、流行状況や感染防止策などの情報提供及び渡航や滞在に関する注意喚起を

(1) 出典：日本政府観光局（JNTO）

行っている。

2024年には、アフリカ中部のコンゴ民主共和国を中心にエムボックスの新たなクレード(株)による流行が発生し、WHOがPHEIC(国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態)を宣言したことなどを踏まえ、同国を含むアフリカ7か国に感染症危険情報を発出した。また、主に熱帯地域を中心に発生している蚊が媒介する感染症であるデング熱について、全世界を対象に感染症広域情報を発出し、渡航や滞在に関する注意喚起を行った。

(2) 海外における日本人の安全対策

日本の在外公館及び公益財団法人日本台湾交流協会が2022年に対応した日本人の援護人数は、延べ1万6,895人、援護件数は1万4,454件であった。このような中で、世界各地の日本国大使館・総領事館などにおいて、日本人への各種支援や出入国・治安関連などの情報発信を、きめ細かな形で実施した。

日本人の安全を脅かすような事態は世界中の様々な地域で絶え間なく発生している。海外に渡航する日本人にとっては、感染症とテロが同時に発生する複合リスクに備えることが必要とされており、万が一海外でテロやその他事件・事故に遭遇した場合の対応は、従来にも増して困難となり、海外安全対策に万全を期すことがより一層求められている。

こうした観点から、外務省は、広く国民に対して安全対策に関する情報発信を行い、安全意識の喚起と対策の推進に努めている。具体的には、「海外安全ホームページ」で各国・地域について最新の安全情報を発出しているほか、在留届を提出した在留邦人及び外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録した短期旅行者などに対して、渡航先・滞在先の最新の安全情報をメールで配信している。

「たびレジ」の登録及び在留届の提出を促進するため、広報活動にも積極的に取り組んでおり、各旅券事務所で広報カードを配布したほか、広報動画を外務省公式YouTubeで公開した。海外旅行関連業者などに向けては、海外渡

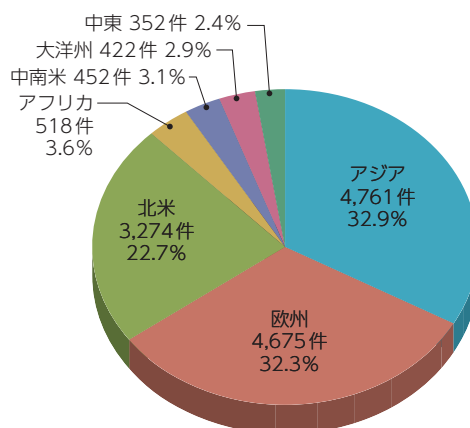
航者のデータを一括で登録することができる「たびレジ」連携インターフェイスも提供しており、企業にインターフェイスの活用を呼びかけている。9月に「ツーリズムEXPOジャパン」(東京)にブースを出展し、海外に渡航・滞在する日本人の安全のために情報提供や注意喚起を行った。なお、「たびレジ」は2014年7月の運用開始以降、利便性向上のための取組や登録促進活動などにより、その登録者数は2025年2月時点で累計1,070万人を突破した。

これまで、在留届は在留国到着後に住所が確定して初めて提出が可能であったが、5月1日から、日本出発90日前から、住所が確定していなくても提出が可能となった。これにより、日本出発前でも、在外公館が発信する安全情報や海外生活に役立つ情報をメールで受け取ることが可能となった。

また、外務省は、セミナーや訓練を通じて海外安全対策・危機管理に関する国民の知識や能力の向上を図る取組も行っている。2024年は、外務省主催の海外安全対策セミナーをオンライン・対面で実施した(在外公館で11回、国内で5回)ほか、国内の各組織・団体などが日本全国各地で実施するセミナーにおいて外務省領事局職員が講師として講演を行った。また、音声プラットフォームを通じた海外安全情報の定期的な配信も行った。

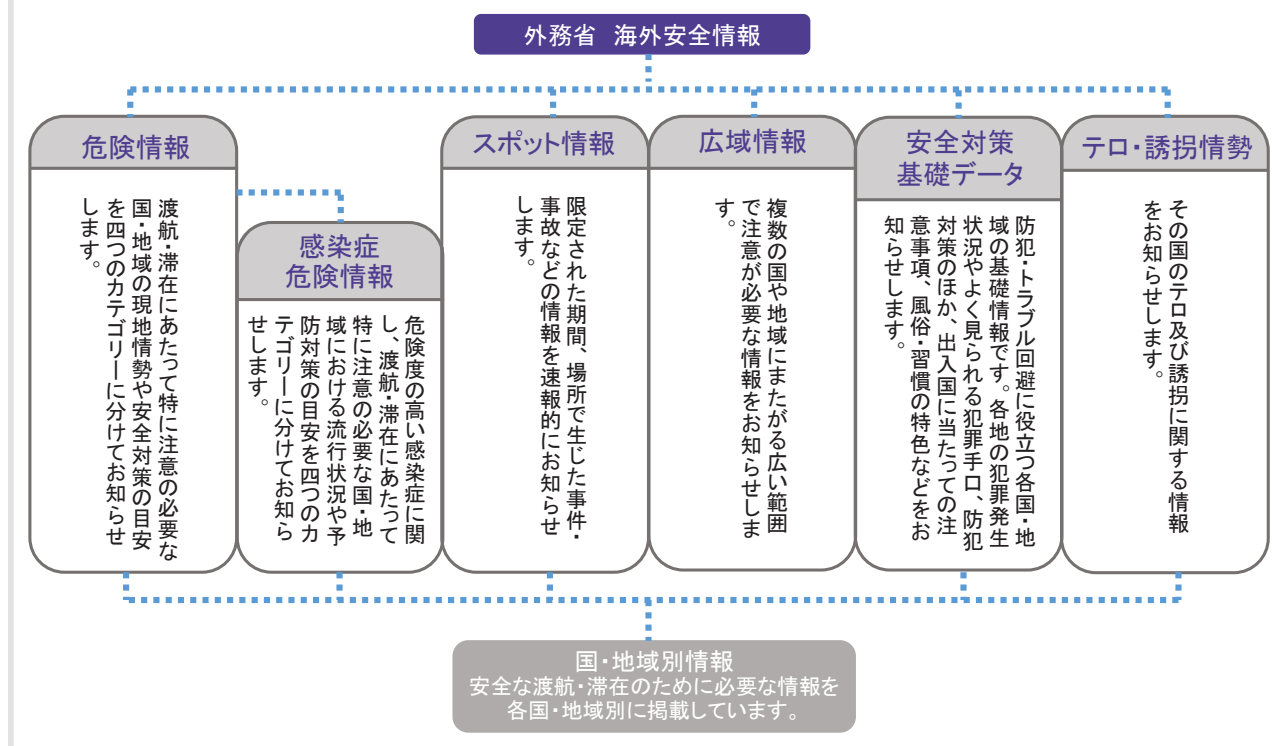
さらに、日本企業・団体関係者の参加を得て、「官民合同テロ・誘拐対策実地訓練」を国内外

2022年海外邦人援護統計の地域別件数内訳



出典：2022年版海外邦人援護統計

■ 海外安全ホームページに掲載されている主な海外安全情報(体系及び概要)



で実施した。特に、国外での「官民合同テロ・誘拐対策実地訓練」は、2019年9月以来、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の流行を受け実施を見合わせていたが、2023年は約3年半ぶりに実施し、2024年は1月にトルコで開催した。これらの取組は、一般犯罪やテロなどの被害の予防に役立つことはもちろん、万が一事件に巻き込まれた場合の対応能力向上にも資するものである。また、海外でも官民が協力して安全対策を進めており、各国の在外公館では、「安全対策連絡協議会」を開催し、在留邦人との間で情報共有や意見交換、有事に備えた連携強化を継続している。

加えて、2016年7月のダッカ襲撃テロ事件を契機に、安全に関する情報に接する機会が限られる中堅・中小企業などへの啓発の強化を目的として作成した「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」を活用した啓発や、LINEサービス上で、「デューク東郷からの伝言」との形でゴルゴ13を交えた安全対策に関する啓発メッセージや身を守るために役立つ知識の配信を引き続き推進した。

また、海外渡航する日本人を対象として、テ



3か月未満の海外渡航者向け「たびレジ」と、3か月以上の海外滞在者向け「在留届」を、俳優の石田ひかりさんと森高愛さんが紹介



(動画)

https://www.youtube.com/watch?v=TKjylf_moW4



(たびレジ)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>



(在留届)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>



海外安全対策フライヤー（表面）

口や誘拐に遭遇しないための留意点や、万が一巻き込まれた場合の対応、緊急連絡先を取りまとめた「海外渡航の安全対策」リーフレットを作成し、企業関係者などに配布した。

海外に渡航する日本人留学生に関しては、多くの教育機関で安全対策及び緊急事態対応に係るノウハウや経験が十分に蓄積されていない実情を踏まえ、外務省員が大学などの教育機関での講演やオンライン形式も含めた安全対策講座



海外安全対策フライヤー（裏面）

を実施しているほか、在留届や「たびレジ」の登録率向上のための協力依頼を行った。今後も引き続き学生の安全対策の意識向上及び学内の危機管理体制の構築の支援に努めていく。一部の留学関係機関との間で「たびレジ」自動登録の仕組みを開始するなど、政府機関と教育機関、留学エージェント及び留学生をつなぐ取組を進めている。

2 領事サービスと日本人の生活・活動支援

(1) 領事サービスの向上とデジタル化の推進

ア 領事サービスの向上

海外の日本人に良質な領事サービスを提供できるよう、在外公館の領事窓口・電話での職員への対応や業務実施状況などが在留邦人にどのように受け止められているかについてのアンケート調査を実施しており、2025年1月にも151公館を対象とした調査を実施した。アンケートで寄せられた利用者の声を真摯に受け止め、利用者の視点に立ったより良い領事サービスを提供できるよう、サービスの向上・改善に引き続き努めていく。

■ 領事サービス向上・改善のためのアンケート調査結果

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/tokei/questionnaire/index.html>



イ デジタル化の推進

外務省は、利用者の利便性向上及び領事業務合理化の観点から、領事サービスのオンライン申請及び領事手数料のオンライン決済を導入し、その対象を拡充してきており、これにより窓口への往訪回数を減らすなどの成果が見られている。これを踏まえ、更なる利便性の向上を目指して領事手続のデジタル化を進めており、4月1日からは、法務省の戸籍情報連携システムとの連携により、戸籍に係る在外公館への届出時に、これまで申請者が本籍地市区町村から取り寄せていた戸籍謄本などの添付が原則として不要となった。外務省としては、領事業務のデジタル化を通じて、邦人保護といった「人」による対応が不可欠な業務に領事担当官が専念できる環境を整備することで、領事実施体制を強化していく。

(2) 旅券(パスポート):信頼性の維持と 利便性向上・業務効率化

新型コロナ終息後、諸外国における入国制限措置などが撤廃され、日本人の海外渡航も増加する中、旅券申請数は、前年に続き回復傾向が顕著であるものの、新型コロナ流行下以前の水準には達していない（2024年の旅券発行数は約382万冊、2023年比108.3%増。新型コロナ流行下前の2019年は約449万冊発行）⁽²⁾。

旅券発給に関しては、2023年3月27日から開始されたオンライン申請がその範囲を徐々に拡大してきたが、2025年3月24日から、全ての都道府県において新規発給・切替発給のいずれもオンライン申請・オンライン納付の利用が可能となった。あわせて、戸籍情報がシステム上自動的に連携されることとなり、戸籍謄本の原本提出が省略され、申請者にとっての利便性が向上した。国外においても、オンライン在留届のシステム（ORRネット）からのパスポート申請が可能となっている。

また、同3月24日から、独立行政法人国立印刷局において偽変造対策を大幅に強化した「2025年旅券」（顔写真ページがプラスチック製になりレーザーで印字・印画）の発給を開始

した（332ページ コラム参照）。

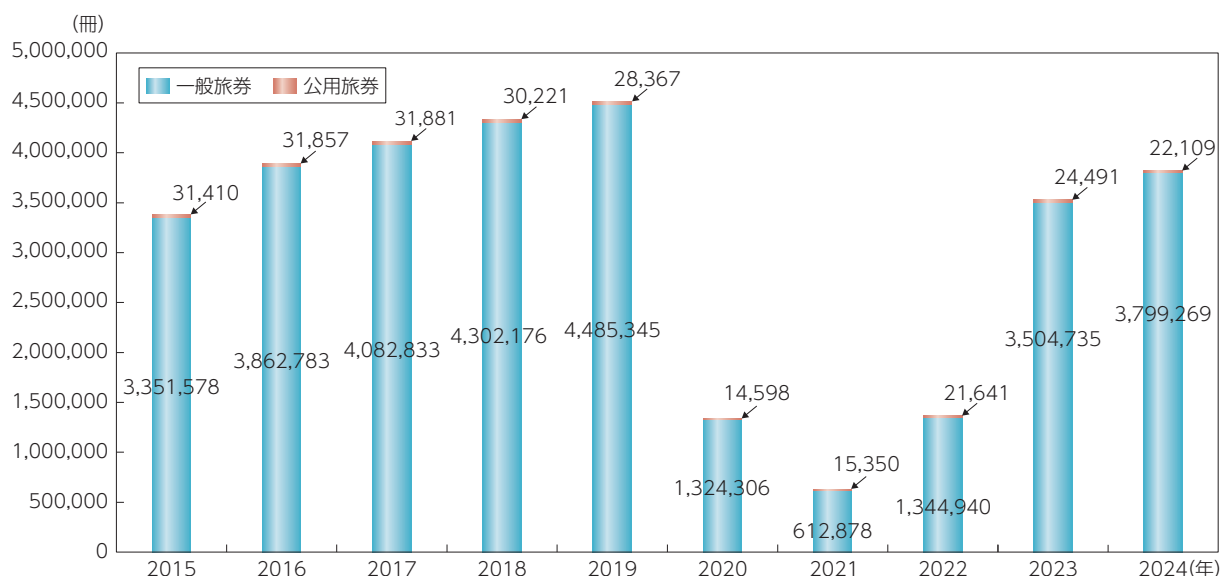
他人になりすます方法によって旅券を不正取得する事案は引き続き発生しており⁽³⁾、対面での交付などを通じた本人確認や顔認証技術による写真照合などによる、不正取得防止対策の更なる強化にも努めた。

引き続き、旅券の国際標準を定める国際民間航空機関（ICAO）での検討を踏まえつつ、旅券の信頼性の維持、申請者の利便性向上及び旅券業務の効率化に取り組んでいく。

(3) 在外選挙

在外選挙制度は、海外に在住する有権者が国政選挙で投票するための制度である。在外選挙制度を利用して投票するためには、事前に市区町村選挙管理委員会が管理する在外選挙人名簿への登録を申請の上、在外選挙人証を入手する必要がある。2018年6月から、国外転出の届出と同時に市区町村選挙管理委員会の窓口で在外選挙人名簿への登録を申請することが可能となり、手続の簡素化が図られた。2024年には、7月に申請に係るデータを在外公館と市区町村選挙管理委員会との間で直接送受信する取組が始まり、これにより在外選挙人証の交付手続の

■ 旅券発行数の推移



(注) 公用旅券には、外交旅券も含む。

出典：旅券統計（外務省旅券課）を基に作成

(2) 出典：日本政府観光局（JNTO）

(3) 2019年は8冊、2020年は3冊、2021年は3冊、2022年は3冊、2023年は5冊、2024年は2冊のなりすまし不正取得事案を把握

■ 在外選挙

ア 在外公館での投票

在外選挙人名簿に登録されている有権者は、投票記載場所を設置している在外公館で、在外選挙人証と旅券などを提示して投票することができる（投票できる期間や時間は、公館により異なる。）。



イ 郵便での投票

あらかじめ「在外選挙人証」と「投票用紙等請求書」を登録先の市区町村選挙管理委員会の委員長に送付して投票用紙を請求し、日本国内の選挙期日の投票終了時刻（日本時間の午後8時）までに投票所に到着するように、投票用紙を登録先の市区町村選挙管理委員会の委員長に送付する（投票は、公示日又は告示日の翌日以降に行う。）。



ウ 日本国内での投票

在外選挙人が選挙の時に一時帰国している場合や帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、国内における選挙人と同様の投票方法（期日前投票、不在者投票、選挙期日における投票）を利用して投票することができる。

大幅な迅速化が図られた。

在外公館では、管轄地域での在外選挙制度の広報や遠隔地での領事出張サービスなどを通じて、制度の普及と登録者数の増加に努めているほか、選挙が実施される際は、事前の広報を含め、在外公館投票事務も担う。10月には、第50回衆議院議員総選挙の実施に伴い、17回目となる在外公館投票を231公館・事務所で実施した。また、衆議院議員総選挙と同一の日程で、参議院議員補欠選挙のほか、在外では初めてとなる最高裁判所裁判官国民審査が実施され

た。2025年においても、引き続き登録者数増加や在外公館投票に向けた広報活動などに取り組んでいく。

(4) 国外転出者向けマイナンバーカードの申請・交付

デジタル化の進展に伴うマイナンバーカードの普及及び利用の促進のため、5月27日から、国外転出時に市町村で手続を行うことでカードの国外継続利用ができるほか、そのような手続をせずに出国した場合でも、市町村又は在外公

館宛てに郵送等で申請を行うことで、在外公館などで新たにカードを受領することが可能となる。同カードの更なる利用促進について、外務省は、関係省庁と連携しながら引き続き検討を進めていく。

(5) 海外での日本人の生活・活動に対する支援

ア 日本人学校、補習授業校

海外で生活する日本人にとって、子供の教育は大きな関心事項の一つである。外務省は、日本国憲法¹の精神及び2022年に成立・施行された「在外教育施設における教育の振興に関する法律」に基づき、義務教育相当年齢の児童・生徒が海外でも日本と同程度の教育を受けられるよう、文部科学省などと連携して日本人学校への支援（校舎借料、現地採用教師・講師謝金、安全対策費などへの支援）を行っており、また、主に日本人学校が存在しない地域に設置されている補習授業校（国語などの学力維持のために設置されている教育施設）に対しても、日本人学校と同様の支援を行っている。

特に、海外においても日本の児童・生徒が安心して学べる環境を守ることは、最も重要な点である。2024年6月に中国の蘇州^そで、9月に深圳^{せん}で発生した日本人学校児童等殺傷事件を受け、外務省としては、補正予算の必要な予算措置を講じた上で、スクールバス同乗を含む警備員の増強など、中国各地の日本人学校の安全対策の強化を支援している。引き続き、こうした取組を通じて、日本人学校、補習授業校といった各在外教育施設における安全確保に万全を期していく。

イ 医療・保健対策

外務省は、海外で流行している感染症などの情報を収集し、海外安全ホームページや在外公館ホームページ、領事メールなどを通じ、広く提供している。また、在外公館ホームページでは、日本語が通じる現地の医療機関についての情報を提供しているほか、在外公館で勤務する医務官が現地で収集した情報を「世界の医療事情」として外務省ホームページに掲載している。さらに、医療事情の悪い国に滞在する日本人に対する健康相談を実施するため、国内医療機関の協力を得て巡回医師団を派遣している。

ロ その他のニーズへの対応

外務省は、海外に在住する日本人の滞在国内での各種手続（運転免許証の切替え、滞在・労働許可の取得など）の煩雑さを解消し、より円滑に生活できるようにするため、滞在国内の当局に対する働きかけを継続している。

例えば、在留邦人が滞在国内の運転免許証を取得する際に試験を課している国・州に対して、手続が簡素化されるよう働きかけを行っている。

また、日本国外に居住する原子爆弾被爆者が在外公館を経由して原爆症認定及び健康診断受診者証の交付を申請する際の手続の支援も行っている。

さらに、在外邦人の孤独・孤立対策については、外務省は「海外での滞在や生活等に関する基礎調査」を行い、2024年6月にその結果を公表した。同時に、国内NPOと連携しながら海外の個別案件にきめ細かに対応している。

3 海外移住者や日系人との協力

日本人の海外移住は、明治元年（1868年）のハワイへの渡航に始まり、現在では北米・中南米を中心として、全世界に約500万人の海外移住者や日系人が在住している。移住者や日系人は、政治、経済、教育、文化を始めとする各分野において各国の発展に寄与し、日本と各

在住国との「架け橋」として各国との関係緊密化に大きく貢献している。

外務省は独立行政法人国際協力機構（JICA）と共に、約310万人の日系人が在住している中南米諸国において、移住者の高齢化に対応する福祉支援、日系人を対象とした日本国内への

研修員受入れ、現地日系社会へのボランティア派遣などの協力を行うなど、日系社会との更なる関係強化にも取り組んできている。

また、北米・中南米では、各国・地域の様々な分野で指導的立場にいる日系人や次世代を担う若い日系人を日本に招へいするプログラムが実施されているほか、日本からの要人訪問の機会に日系人との接点を積極的に設けるなど、各

国の在外公館が日系社会と緊密に協力し合うことで、日系人との関係強化を図っている。

2024年10月には、日本で第64回海外日系人大大会が対面で開催され、岩屋外務大臣は歓迎レセプションを主催し、大会に参加した様々な世代の日系人と懇談を行った。今後も日系社会との連携を強化していく考えである。

4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の実施状況

ハーグ条約は、子の利益を最優先するという考えの下、国境を越えた子供の不法な連れ去りや留置をめぐる紛争に対応するための国際的な枠組みとして、子供を元の居住国に返還するための手続や国境を越えた親子の交流の実現のための締約国間の協力などについて定めた条約である。

この条約は、日本については2014年4月1日に発効し、2024年12月末時点、日本を含む103か国が加盟している。

条約は、各締約国の「中央当局」として指定された機関が相互に協力することにより実施されている。日本では外務省が中央当局として、様々な分野の専門家を結集し、外国中央当局と連絡・協力をしながら、子を連れ去られた親と子を連れ去った親の両方に、問題解決に向けた支援を行っている。

ハーグ条約発効後2024年12月末までの10年9か月間に、外務大臣は、子の返還を求める事案での援助申請を411件、子との交流を求める事案での援助申請を202件、計613件の申請を受け付けた。日本から外国への子の返還が求められた事案のうち75件において子の返還が実現し、59件において返還しないとの結論に至った。外国から日本への子の返還が求められた事案については、76件において子の返

還が実現し、46件において返還しないとの結論に至った。

2024年11月、外務省は、アジア太平洋地域における締約国の条約実施体制の強化、締約国間の連携強化及び非締約国の条約締結の促進を目的として、ハーグ国際私法会議（HCCH）との共催で、「ハーグ条約に関するアジア太平洋ウェビナー2024」を開催した。

また、幅広い層へハーグ条約を周知するため、在留邦人向け啓発セミナーや在留邦人向けの情報誌への記事掲載、国内の地方自治体や弁護士会などの関係機関向けセミナーの実施に加えて、ハーグ条約に関する啓発動画を作成し、外務省ホームページや動画共有プラットフォーム上で公開するなど、広報啓発活動にも力を入れている⁽⁴⁾。

(参考)ハーグ条約の国内実施法に基づく外務省に対する援助申請の受付件数(2024年12月末現在)

	返還 援助申請	面会交流 援助申請
日本に所在する子に関する申請	216	151
外国に所在する子に関する申請	195	51

(4) 1980年ハーグ条約と日本の取組に関する外務省ホームページ参照：
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html>



コラム COLUMN

NO準備, NO海外 –海外で身を守るために–

皆さんは、海外に渡航する際、何を最初に考えますか？ おいしい食事や美しい景色でしょうか。仕事や留学など海外渡航の目的は様々だと思いますが、海外で充実した時間を過ごす大前提は、いうまでもなく危険に巻き込まれないことです。世界各地では今もテロ事件が多く発生しています。アルジェリア、バングラデシュ、アフガニスタン、パキスタンなどで日本人が被害に遭った事案もあります。

渡航先でテロ事件に巻き込まれないように、また、万が一遭遇してしまっても被害を最小限にするためには、具体的に何をすれば良いのでしょうか。

まず、「自分の身は自分で守る」意識を持ちましょう。治安情勢が悪い国・場所・時間帯を避ける、人の集まりや移動が増えるラマダン、クリスマスなどの宗教行事や祝祭日、選挙期間などの時期は特に警戒を高め、目立つ行動はしないことが重要です。そして事前に情報収集することが肝心です。

外務省は「たびレジ」や海外安全ホームページで危険情報やスポット情報を発信しています。特に、「たびレジ」で渡航先を登録しておくで現地の最新情報をメールで随時受け取ることができます。事前に情報収集をすることで、危険な場所に近寄らない、滞在時間を短くする、徒歩での移動は避けるなどの具体的な対応を適切なタイミングでとることができます。

近年、ショッピングモール、公共交通機関、イベント会場など、警備や監視が手薄な場所、いわゆる「ソフトターゲット」がテロの標的となるケースが数多く発生しています。また、テロ組織とのつながりの薄い単独犯による犯行（ローンオフエンダー型）が増加しており、テロを事前に察知し、予防することはこれまで以上に難しくなっています。

では、実際に身の回りで事件が発生した際、どのように行動すべきでしょうか。一番重要なことは、落ち着いて行動することです。銃声や爆発音を聞いたら「直ちにその場に伏せる、逃げる、（逃げられない場合は）隠れる」のが基本です。事件現場に居合わせたら周囲を確認し、低い姿勢を保ちつつ、安全な場所へ避難します。可能であれば、携帯電話でメッセージを送るなどして、外部に救助を要請します。状況が許せば、大使館・総領事館にも連絡しましょう。いつ何が起きても適切な対応ができるよう、渡航前の準備の段階で発生し得るリスクを想定し、心の準備をしておきましょう。

外務省では、セミナーや訓練を通じて海外安全対策や危機管理に関する国民の知識や能力の向上を図る取組を実施しています。また、ゴルゴ13が海外で過ごすための安全対策を解説するマンガも作成しており、外務省ホームページで動画も含めて公開¹しています。

海外で身を守るため、「NO準備, NO海外」の心構えで、ここで紹介した内容を参考に、渡航の前にできる限りの準備をしていただきたいと思います。



ゴルゴ13の中堅・中小企業向け
海外安全対策マニュアル

¹ 外務省海外安全ホームページ「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」を参照
https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html



コラム COLUMN

旅券（パスポート）の偽変造対策と利便性向上 —新しいパスポートと、一つ先の未来へ—

日本の旅券は今から約160年前の1866年に初めて発給されました。当時は紙1枚の文書でしたが、1926年から顔写真付きの冊子型になり、2006年にはICチップが内蔵され、2020年からは査証ページに葛飾北斎の「富嶽三十六景」を採用するなど、時代とともに安全性や利便性を向上させながら変化してきました。そして2025年3月から、独立行政法人国立印刷局において、顔写真ページがプラスチック製となる「2025年旅券」の作成が開始されました。



■ 独立行政法人国立印刷局 銀行券部証券製造管理グループ

グループリーダー 裏岡 昭博

2025年旅券の最大の変更点は、顔写真ページの基材変更です。旧旅券の顔写真ページは紙基材であり、顔画像は都道府県の旅券事務所で熱転写プリンターにより印刷されていました。しかし、紙基材の旅券は偽変造のターゲットになりやすく、国際的な潮流として、偽変造がより困難なプラスチック基材への変更が主流になっています。そこで、日本においても、顔写真ページにプラスチック基材を採用することになりました。

2025年旅券は、国内2拠点のみで集中的に作成します。三つある顔画像はそれぞれ異なる技術で印画しており、うち二つはレーザー加工技術を施しています。メインの顔画像の横にある顔画像は傾けると生年月日が浮かび上がり、もう一つの顔画像は、紙ページにインクジェットでカラー顔画像を印画しています。ほかにも、一般公開されていない多くの技術を施し、偽変造対策を強化しています。

デザインについては、2020年に採用された「富嶽三十六景」を踏襲し、全ページに異なる図柄を使用しました。図柄の順番についても工夫しており、最初のページには旅の始まりをイメージする絵として「甲州犬目峠^{いぬめ}」を使い、最後のページには旅からの帰還をイメージする絵として「深川万年橋下」を採用しました。また、顔写真ページの裏側には、エンボス加工により桜模様を付けており、傾けると桜模様が立体的に動いているように見えます。レイアウトとして富士山と重ね合わせる配置にすることで、あたかも額縁で囲まれた一つの絵画となるように工夫した設計にしました。



また、安定した品質で冊子を作り続けることも偽変造対策として有効であるため、品質管理基準を設定し厳格なチェックを行っています。さらに、品質及び情報セキュリティの確保を確実にするため、国立印刷局ではリスクマネジメントに係る知識の習得やISO認証¹取得に向けた取組を進めており、国際的な基準による品質やセキュリティの維持に今後も努めてまいります。

2025年3月24日から全国で旅券の新規申請、切替申請とともにマイナポータルを經由しオンライン²でできるようになりました。マイナポータル上で戸籍情報を連携できるため、従来のように市役所窓口などで戸籍謄本を取得する手間がなくなりました。

1 国際標準化機構（ISO）が策定した国際規格

2 旅券のオンライン申請などについては外務省ホームページを参照
https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/page22_004036.html

